

2010年9月17日

社会保障審議会介護保険部会

淑徳大学准教授
結城 康博

保険者の果たすべき役割について

このことについて本審議会において意見を申しあげたい。

1. 介護保険事業計画など

①保険者裁量権の拡充

介護保険制度は地方分権の理念を重要視しているため、保険者の裁量権を拡充していくべきである。具体的には以下のような論点が重要と考える。

ア. 特別養護老人ホームの新設にあたってはユニット型個室の推進を基本としながらも、いたしかたない場合は僅かに多床室との合築を可能とし、その判断は保険者の裁量に委ねるべきと考える。

イ. 地域支援事業における財源構成として、上限枠もしくは使途割合などを保険者の裁量に委ねるべきである。なお、地域支援事業全体の財源構成として第2号被保険者の保険料割合分を引き上げて、40歳以上の被保険者が利用できる事業を拡充していくべきである。そして、介護予防事業を任意事業として位置づけ、保険者の判断で地域に応じた多様なサービス体系を構築していくべきである（介護給付以外）。

②地域密着型サービスについて

地域密着型サービスの供給整備の促進には、十分な介護報酬などが担保されなければ、何らかの別の財源保障がないと難しいのではないかと考える。

2. 実地指導など

①介護事業所を育む姿勢

保険者は、健全な市場（擬似的市場）を構築する責務があることを再認識し、現場力の強化に努めるべきである。特に、介護事業所の実地指導などに関しては、事業所を育てていくといった視点をも重視し、単純な指導といった形式でなく現場経験者などをも含めた体制で臨んでいくべきである。それによって介護事業所が委縮せず、サービスの自主規制を避けることができると考える。

②ローカル・ルールの防止

介護給付の解釈でローカル・ルールが存在する可能性があり、保険者は細かい規制を控えるべきである。

③情報提供の責務

介護給付などの解釈が変更した際には、できるだけ説明会等を設けるなど介護事業所や住民への情報提供に努めていくべきである。

④現場力の強化

保険者は、現場力を強化するために最低限の介護現場を直営で担っていくべきではないか（全て介護分野を民間に依存している場合）。例えば、地域包括支援センターなどが一例として考えられる。

以上